



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 指定管理者の指定（平和・男女共同参画課） 1
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） 1
- 村営土地改良事業施行の同意（村づくり計画課） 2
- 市営土地改良事業計画変更の同意（村づくり計画課） 2
- 国道の供用の開始（道路管理課） 2
- 都市計画の変更・2件（都市計画・モノレール課） 2
- 公共測量の実施の終了の通知（都市計画・モノレール課） 3
- 道路の位置の指定・4件（中部土木事務所） 3
- 道路の位置の指定・3件（南部土木事務所） 5
- 道路の位置の指定・5件（宮古土木事務所） 6

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出（商工振興課） 8
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） 8
- 都市計画の変更の案の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） 10
- 村決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課） 11
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 11

収用委員会事項

- 公示による通知 11

告 示

沖縄県告示第37号

沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第11号）第16条の規定により、平和の礎の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定管理者となる団体 財団法人沖縄県平和祈念財団 糸満市字摩文仁444番地
- 2 指定の期間 平成24年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

沖縄県告示第38号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、うるま地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成24年 1月30日から同年 2月24日まで

3 縦覧に供する場所 うるま市役所

4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第39号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり村営土地改良事業の施行を同意した。

平成24年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 伊江村
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 東江前第1地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 同意年月日 平成24年 1月18日

沖縄県告示第40号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、市営土地改良事業計画の変更に関し次のとおり同意した。

平成24年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 名護市
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 我部祖河地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）
- 3 同意年月日 平成24年 1月19日

沖縄県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、国道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成24年1月27日から同年2月9日まで一般の縦覧に供する。

平成24年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 449号
- 2 供用開始の区間 名護市字屋部379番から名護市字屋部320番5まで
- 3 供用開始の期日 平成24年 1月27日

沖縄県告示第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 9・7・1号沖縄都市モノレール

2 都市計画の変更に係る土地の区域

- (1) 追加する部分 那覇市首里汀良町3丁目、首里久場川町2丁目並びに首里石嶺町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目並びに浦添市字経塚、字前田並びに前田一丁目、二丁目及び三丁目
- (2) 削除する部分 なし

3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画都市高速鉄道を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 都市計画の名称 1号沖縄都市モノレール

2 都市計画の変更に係る土地の区域

- (1) 追加する部分 那覇市首里汀良町3丁目、首里久場川町2丁目並びに首里石嶺町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目並びに浦添市字経塚、字前田並びに前田一丁目、二丁目及び三丁目
- (2) 削除する部分 なし

3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第44号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、八重瀬町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 公共測量を実施した地域 八重瀬町字伊覇、字上田原、字東風平及び字友寄の各一部

2 公共測量を実施した期間 平成23年9月12日から同年10月31日まで

3 作業種類 公共測量（街区・画地出来形確認測量及び3級・4級基準点測量）

沖縄県告示第45号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年 1月27日

沖縄県中部土木事務所長 田 盛 繁 美

1 申請人の所在地及び名称

- (1) 所在地 宜野湾市我如古一丁目34番6号
- (2) 名称 株式会社大栄住建 代表取締役 宮城盛一

2 道路管理者の所在地及び名称

- (1) 所在地 申請人に同じ。
- (2) 名称 申請人に同じ。

3 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令中土第769号	指 定 年 月 日	平成23年8月2日	指 定 番 号	指定第H23道位中3号
道 路 位 置 指 定 の 内 容	幅員 4.00～4.07メートル、延長 30.66メートル		関係地番 読谷村字波平真与地原1845番2、1845番6及び1849番2		

沖縄県告示第46号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定し

た。

平成24年 1月27日

沖縄県中部土木事務所長 田 盛 繁 美

1 申請人の住所及び氏名

- (1) 住所 西原町字小橋川93番地の1
- (2) 氏名 大城守康

2 道路管理者の住所及び氏名

- (1) 住所 申請人に同じ。
- (2) 氏名 申請人に同じ。

3 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令中土 第965号	指 定 年 月 日	平成23年10月 3 日	指 定 番 号	指定第H23道位中 5号
道 路 位 置 指 定 の 内 容	幅員 4.00～4.35メートル、延長 30.30メ ートル 転回広場 2箇所 50.13平方メートル		関係地番 西原町字小橋川西原92番 8、92 番10及び92番12		

沖縄県告示第47号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年 1月27日

沖縄県中部土木事務所長 田 盛 繁 美

1 申請人の住所及び氏名

- (1) 住所 北中城村字熱田319番地
- (2) 氏名 喜納宏

2 道路管理者の住所及び氏名

- (1) 住所 申請人に同じ。
- (2) 氏名 申請人に同じ。

3 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令中土 第1009号	指 定 年 月 日	平成23年10月18日	指 定 番 号	指定第H23道位中 6号
道 路 位 置 指 定 の 内 容	幅員 4.00～5.47メートル、延長 33.20メ ートル 転回広場 1箇所 22.73平方メートル		関係地番 北中城村字和仁屋172番 4、172 番 6、172番 7 及び173番 4		

沖縄県告示第48号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年 1月27日

沖縄県中部土木事務所長 田 盛 繁 美

1 申請人の住所及び氏名

- (1) 住所 北中城村字安谷屋403番地 1
- (2) 氏名 菊池州一

2 道路管理者の住所及び氏名

- (1) 住所 申請人に同じ。
- (2) 氏名 申請人に同じ。

3 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令中土 第1015号	指 定 年 月 日	平成23年10月20日	指 定 番 号	指定第H23道位中7号
道 路 位 置 指 定 の 内 容	幅員 5.00～6.03メートル、延長 45.62メ ートル		関係地番 読谷村字長浜武理石原1561番8 及び1562番7		

沖縄県告示第49号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年 1月27日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

1 申請人の所在地及び名称

- (1) 所在地 浦添市城間三丁目14番2号
- (2) 名称 ARCH I・D O株式会社 代表取締役 謝花一

2 道路管理者の住所及び氏名

- (1) 住所 南城市玉城字船越743番地
- (2) 氏名 分譲住宅の購入者

3 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令南土 第628号	指 定 年 月 日	平成23年6月14日	指 定 番 号	指定第H23道位南2号
道 路 位 置 指 定 の 内 容	幅員 6.00メートル、延長 61.18メートル		関係地番 南城市玉城字船越743番3		

沖縄県告示第50号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年 1月27日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

1 申請人の住所及び氏名

- (1) 住所 南風原町字宮平596番地1
- (2) 氏名 山城成光

2 道路管理者の住所及び氏名

- (1) 住所 南風原町字兼城686番地
- (2) 氏名 南風原町長 城間俊安

3 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令南土 第693号	指 定 年 月 日	平成23年7月4日	指 定 番 号	指定第H23道位南3号
道 路 位 置 指 定 の 内 容	幅員 4.05～5.73メートル、延長 34.85メ ートル		関係地番 南風原町字宮平平原596番1、59 6番8、597番1及び597番2		

沖縄県告示第51号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年 1月27日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 申請人の住所及び氏名
 - (1) 住所 南城市大里字大城619番地
 - (2) 氏名 赤嶺和雄
- 2 道路管理者の住所及び氏名
 - (1) 住所 申請人に同じ。
 - (2) 氏名 申請人に同じ。
- 3 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令南土第1382号	指 定 年 月 日	平成23年12月26日	指 定 番 号	指定第H23道位南4号
道 路 位 置 指定の内容	幅員 5.00～6.95メートル、延長 60.19メートル		関係地番 南城市玉城字船越上田原165番17、165番42、165番54、324番2及び165番17から165番42まで地先の里道		

沖縄県告示第52号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年 1月27日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 和 雄

- 1 申請人の住所及び氏名
 - (1) 住所 宮古島市城辺字砂川46番地1
 - (2) 氏名 砂川広明
- 2 道路管理者の住所及び氏名
 - (1) 住所 申請人に同じ。
 - (2) 氏名 申請人に同じ。
- 3 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令宮土第138号	指 定 年 月 日	平成23年6月14日	指 定 番 号	指定第H23道位宮2号
道 路 位 置 指定の内容	幅員 4.00メートル、延長 28.01メートル		関係地番 宮古島市城辺字友利西島下536番4、545番16及び536番4地先の里道		

沖縄県告示第53号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年 1月27日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 和 雄

- 1 申請人の住所及び氏名
 - (1) 住所 宮古島市城辺字比嘉627番地4
 - (2) 氏名 下地晃
- 2 道路管理者の住所及び氏名
 - (1) 住所 宮古島市平良字西里1085番地1
 - (2) 氏名 宮国秀紀
- 3 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令宮土第152号	指 定 年 月 日	平成23年6月27日	指 定 番 号	指定第H23道位宮3号
---------	--------------	-----------	------------	---------	-------------

道路位置 指定の内容	幅員 6.05メートル、延長 50.08メートル	関係地番 宮古島市上野字野原カギモリ原8 3番29
---------------	--------------------------	------------------------------

沖縄県告示第54号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年 1月27日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 和 雄

1 申請人の所在地及び名称

- (1) 所在地 宮古島市平良字西里709番地3
- (2) 名称 合資会社宮古島不動産. c o m 代表社員 下地有子

2 道路管理者の所在地及び名称

- (1) 所在地 申請人に同じ。
- (2) 名称 申請人に同じ。

3 道路の位置等

指令番号	沖縄県指令宮土 第169号	指定年月日	平成23年7月21日	指定番号	指定第H23道位宮4号
道路位置 指定の内容	幅員 6.10メートル、延長 47.58メートル	関係地番 宮古島市平良字荷川取369番6、 370番3及び369番6から370番3まで地先の 里道			

沖縄県告示第55号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年 1月27日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 和 雄

1 申請人の住所及び氏名

- (1) 住所 宮古島市平良字西里453番地
- (2) 氏名 當間高志

2 道路管理者の住所及び氏名

- (1) 住所 申請人に同じ。
- (2) 氏名 申請人に同じ。

3 道路の位置等

指令番号	沖縄県指令宮土 第287号	指定年月日	平成23年11月28日	指定番号	指定第H23道位宮5号
道路位置 指定の内容	幅員 6.00メートル、延長 29.36メートル	関係地番 宮古島市平良字西里西屋原1088 番22			

沖縄県告示第56号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年 1月27日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 和 雄

1 申請人の所在地及び名称

- (1) 所在地 宮古島市平良字下里1517番地14
- (2) 名称 有限会社プカラス 取締役 下地充
- 2 道路管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 申請人に同じ。
 - (2) 名称 申請人に同じ。
- 3 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令宮土 第300号	指 定 年 月 日	平成23年12月 5 日	指 定 番 号	指定第H23道位宮 6 号
道 路 位 置 指 定 の 内 容	幅員 5.05メートル、延長 23.02メートル		関係地番 宮古島市下地字上地628番34及び 628番35		

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年1月27日から同年5月27日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。

平成24年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 豊崎ライフスタイルセンターTOMITON 豊見城市字豊崎1番地411
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 とみぐすくプロジェクト特定目的会社 東京都新宿区四谷一丁目4番地四谷駅前ビル7階 取締役 森田威
- 3 届出年月日 平成23年12月28日
- 4 変更しようとする事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
 - 変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 857台
 - 変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 655台
 （「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。）
- 5 変更する年月日 平成24年 8月29日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成24年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年 1月12日
- (2) 商号名 名嘉重機土木
- (3) 代表者名 名嘉啓吉
- (4) 所在地 浦添市前田三丁目22番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-19）第8490号

- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年12月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年 1月13日
- (2) 商号名 株式会社新東工務店
- (3) 代表者名 東江清正
- (4) 所在地 宜野湾市野嵩四丁目 6番18号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18) 第8409号、沖縄県知事 許可(般-18) 第8409号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年12月14日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年 1月16日
- (2) 商号名 株式会社大松建設
- (3) 代表者名 大底博吉
- (4) 所在地 石垣市字新川2469番地22
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23) 第7615号、沖縄県知事 許可(般-23) 第7615号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年12月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成24年 1月16日
- (2) 商号名 有限会社仲吉建設
- (3) 代表者名 仲間和治
- (4) 所在地 宮古島市伊良部字長浜248番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第8764号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年12月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成24年 1月16日
- (2) 商号名 有限会社ソグノピーシー
- (3) 代表者名 野里旬
- (4) 所在地 豊見城市字豊見城1007番地の3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18) 第10255号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年12月26日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成24年 1月16日
- (2) 商号名 有限会社ウイ・テックコーポレーション
- (3) 代表者名 玉城一正
- (4) 所在地 那覇市字天久1038番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第10090号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年12月27日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7 (1) 処分をした年月日 平成24年 1月16日
- (2) 商号名 株式会社NOCO

- (3) 代表者名 末吉則子
 (4) 所在地 那覇市三原3丁目7番19号
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第12010号
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成23年12月27日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成24年1月16日
 (2) 商号名 那覇市管工事協同組合
 (3) 代表者名 知念宏
 (4) 所在地 那覇市西3丁目4番5号
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-20)第11501号
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成24年1月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成24年1月17日
 (2) 商号名 有限会社さつき塗装
 (3) 代表者名 當間君代
 (4) 所在地 那覇市字小祿976番地の8
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第5886号
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成23年12月20日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年1月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・3・10号汀良翁長線
 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市首里石嶺町2丁目
 3 縦覧期間 平成24年1月27日から同年2月10日まで
 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課
 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年1月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 5・5・那3号識名公園
 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市字真地
 3 縦覧期間 平成24年1月27日から同年2月10日まで
 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課
 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、読谷村から送付のあった中部広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 中部広域都市計画用途地域（読谷村大湾東地区）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・6・具2号兼箇段高江洲線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、読谷村から送付のあった中部広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 2・2・読14号ユーバンタ公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年 8月29日 沖縄県指令土第777号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真栄里兼久原1519番 1ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西川町28番 5号国吉アパート 301 金城壮
- 5 検査済証番号 平成24年 1月13日 第2954号
- 6 工事完了年月日 平成23年12月23日

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第5号

収用しようとする土地 沖縄県那覇市若狭1丁目18番10

土地所有者 亡古謝文昌法定相続人亡古謝カメ相続財産 相続財産管理人不明 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条第1項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

記

那覇広域都市計画道路3・4・那22号松山線裁決申請等事件に係る裁決申請があった旨の通知

（注意）上記書類を受領しないときは、平成24年2月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 1月27日

沖縄県収用委員会

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8